

県内の生殖補助医療にかかる
保険医療機関（令和8年5月現在）



指定医療機関名	住所	電話番号
ヨナハレディースクリニック	桑名市大字和泉 字イノ割219	0594-27-1703
慈芳産婦人科	四日市市ときわ 4-4-17	059-353-0508
医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町 菰池458-1	059-330-6000
こうのとりの WOMEN'S CAREク リニック	四日市市 諏訪栄町176番地 ローレルタワー シュロア四日市 204	059-355-5577
まえざわレディ ースクリニック	鈴鹿市磯山 3-9-17	059-380-0018
I V F 白子クリ ニック	鈴鹿市南江島町 8-2	059-388-2288
三重大学医学部 附属病院	津市江戸橋2-174	059-232-1111
医療法人 西山産婦人科	津市栄町4-72	059-229-1200
特定医療法人 暁純会武内病院	津市一色町 215-1	059-226-1111
済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町 一区15-6	0598-51-2626
医療法人 森川病院	伊賀市上野忍町 2516-7	0595-21-2425



鈴鹿市
特定不妊治療費
（助成回数追加）
助成のご案内



申請場所・問い合わせ

鈴鹿市 こども保健課
保健センター
電話 059-382-2252

令和8年5月現在

1. 助成の内容

保険適用となる特定不妊治療には、年齢および回数制限があるため、特定不妊治療について、回数制限超過後の助成を行います。

2. 対象者

次の要件を全て満たしていること。

- ・治療開始時点で法律上の夫婦または事実婚の夫婦
- ・夫婦のどちらか一方、または双方が鈴鹿市に住民登録がある
- ・治療開始の妻の年齢が43歳未満

3. 対象治療

- ・保険適用の回数を超えた特定不妊治療にかかる治療費
- ・令和5年4月1日以降に開始した治療

4. 助成額

- ・採卵から胚移植までの治療の場合
上限30万円
- ・胚移植のみの治療の場合
上限17万5千円

5. 助成回数

以下の助成（治療）回数の合計が、1子あたり通算8回まで

- ・本助成金の助成回数
- ・保険適用の治療回数
- ・特定不妊治療費（着床前胚染色体異数性検査【PGT-A】）助成事業での助成回数

※出産により、回数はリセットします

6. 申請期間

治療が終了した年度の3月31日まで

※2月・3月に治療が終了した場合は、
治療終了日から60日以内

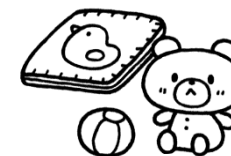
7. 申請に必要なもの

- 特定不妊治療費助成申請書
（保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加用）
- 特定不妊治療受診等証明書
（保険適用終了後の特定不妊治療に対する助成回数追加用）
- 医療機関発行の領収書（原本）
- 戸籍謄本（3か月以内に発行されたもの。住民票で夫婦関係が確認できない場合、事実婚の場合に必要）
- 出生した場合の子の認知に関する意向書
（事実婚の場合に必要）
- 事実婚関係にかかる申立書
（事実婚の場合に必要）

8. ご注意ください

○特定不妊治療（助成回数追加）の助成の対象は、生殖補助医療にかかる保険医療機関で実施した治療に限ります。

○その他、状況に応じ、他にも書類が必要になる場合があります。



こちらの二次元コードから市ホームページ「特定不妊治療費（助成回数追加）の助成」の情報を確認することができます。

